

非営利法人委員会研究報告第 38 号  
「医療法人会計基準に基づく計算書類等の様式等に関するチェックリスト」の改正について

2019 年 4 月 18 日  
日本公認会計士協会

新	旧
<p>非営利法人委員会研究報告第 38 号</p> <p><b>医療法人会計基準に基づく計算書類等の様式等 に関するチェックリスト</b></p> <p style="text-align: right;">2018 年 4 月 10 日 <u>改正 2019 年 4 月 18 日</u> 日本公認会計士協会</p>	<p>非営利法人委員会研究報告第 38 号</p> <p><b>医療法人会計基準に基づく計算書類等の様式等 に関するチェックリスト</b></p> <p style="text-align: right;"><u>平成 30</u> 年 4 月 10 日 日本公認会計士協会</p>
<p>本研究報告で示すチェックリストは、医療法人が医療法人会計基準（平成 28 年 4 月 20 日 厚生労働省令第 95 号）及びこれに関連する医政局通知等（以下「医療法人会計基準等」という。）を適用して作成した、貸借対照表、損益計算書、重要な会計方針等の記載及び貸借対照表等に関する注記、財産目録、純資産変動計算書及び附属明細表（以下「計算書類等」という。）の様式が、医療法人会計基準等に準拠しているか否かを確かめるために使用するものである。</p> <p><b>【本文における略語】</b>            法人：医療法人            会計基準：医療法人会計基準            運用指針：「医療法人会計基準適用上の留意事項並びに財産目録、純資産変動計算書及び附属明細表の作成方法に関する運用指針」（平成 28 年 4 月 20 日 医政発 0420 第 5 号 各都道府県知事あて 厚生労働省医政局長 <u>最終改正 平成 30 年 12 月 13 日 医政発 1213 第 3 号</u>）            Q&amp;A：医療法人会計基準等について（Q&amp;A）（平成 30 年 3 月 30 日 事務連絡）            社財規：「社会医療法人債を発行する社会医療法人の財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成 19 年 3 月 30 日 厚生労働省令第 38 号 最終改正 平成 <u>30</u> 年 <u>12</u> 月 <u>13</u> 日 <u>医政発 第 143 号</u>）            運営管理指導要綱            :「病院又は老人保健施設等を開設する医療法人の運営管理指導要綱の制定について」（平成 2 年 3 月 1 日（最終改正 平成 <u>30</u> 年 <u>3</u> 月 <u>30</u> 日）健政発第 110 号厚生省健康政策局長通知）</p>	<p>本研究報告で示すチェックリストは、医療法人が医療法人会計基準（平成 28 年 4 月 20 日 厚生労働省令第 95 号）及びこれに関連する医政局通知等（以下「医療法人会計基準等」という。）を適用して作成した、貸借対照表、損益計算書、重要な会計方針等の記載及び貸借対照表等に関する注記、財産目録、純資産変動計算書及び附属明細表（以下「計算書類等」という。）の様式が、医療法人会計基準等に準拠しているか否かを確かめるために使用するものである。</p> <p><b>【本文における略語】</b>            法人：医療法人            会計基準：医療法人会計基準            運用指針：「医療法人会計基準適用上の留意事項並びに財産目録、純資産変動計算書及び附属明細表の作成方法に関する運用指針」（平成 28 年 4 月 20 日 医政発 0420 第 5 号 各都道府県知事あて 厚生労働省医政局長）            Q&amp;A：医療法人会計基準等について（Q&amp;A）（平成 30 年 3 月 30 日 事務連絡）            社財規：「社会医療法人債を発行する社会医療法人の財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成 19 年 3 月 30 日 厚生労働省令第 38 号）（最終改正 平成 <u>28</u> 年 <u>4</u> 月 <u>20</u> 日 <u>厚生労働省令第 38 号</u>）            運営管理指導要綱            :「病院又は老人保健施設等を開設する医療法人の運営管理指導要綱の制定について」（平成 2 年 3 月 1 日（最終改正 平成 <u>28</u> 年 <u>4</u> 月 <u>20</u> 日）健政発第 110 号厚生省健康政策局長通知）</p>

新							旧								
法人名 _____							法人名 _____								
会計年度 自 年 月 日							会計年度 自 年 月 日								
至 年 月 日							至 年 月 日								
I 総括のためのチェックリスト							I 総括のためのチェックリスト								
(省 略)							(省 略)								
II 計算書類等の様式のためのチェックリスト							II 計算書類等の様式のためのチェックリスト								
1. 一般的事項							1. 一般的事項								
番 号	項 目	内 容	関係通知等	回 答 欄			摘 要	番 号	項 目	内 容	関係通知等	回 答 欄			摘 要
				はい	いいえ	該当なし						はい	いいえ	該当なし	
1-1~3 (省 略)							1-1~3 (省 略)								
1-4	本来業務、附帯業務、収益業務	本来業務、附帯業務及び収益業務は、定款又は寄附行為の定めに従って行なわれ、収益業務に関する会計は、本来業務、附帯業務から区分し、特別の会計として経理されているか。	医療法第42条、第42条の2第3項					1-4	本来業務、附帯業務、収益業務	本来業務、附帯業務及び収益業務は、定款又は寄附行為の定めに従って行なわれ、収益業務に関する会計は、本来業務、附帯業務から区分し、特別の会計として経理されているか。	医療法第42条、第42条の2第2項				
2. 貸借対照表							2. 貸借対照表								
番 号	項 目	内 容	関係通知等	回 答 欄			摘 要	番 号	項 目	内 容	関係通知等	回 答 欄			摘 要
				はい	いいえ	該当なし						はい	いいえ	該当なし	
2-1~13 (省 略)							2-1~13 (省 略)								
2-14	貸倒引当金	未収金、貸付金等の債権に対する貸倒引当金については、貸借対照表の資産の部に計上されているか。 <u>ただし、前々会計年度末の負債総額が200億円未満の医療法人においては、法人税法（昭和40年法律第34号）における貸倒引当金の繰入限度相当額が取立不能見込額を明らかに下回っている場合を除き、その繰入限度額相当額を貸倒引当金に計上することができる。</u>  債権について貸倒引当金を直接控除した残額のみが計上されている場合には、当該債権の債権金額、貸倒引当金及び当該債権の当期末残高が、会計基準第22条第8号（その他医療法人の財政状態又は損益の状況を明らかに	会計基準第2章第12条 運用指針12					2-14	貸倒引当金	未収金、貸付金等の債権に対する貸倒引当金については、貸借対照表の資産の部に計上されているか。  債権について貸倒引当金を直接控除した残額のみが計上されている場合には、当該債権の債権金額、貸倒引当金及び当該債権の当期末残高が、会計基準第22条第8号（その他医療法人の財政状態又は損益の状況を明らかにするために必要な事項）の事項として注記されているか。	会計基準第2章第12条 運用指針12				

新							旧							
		するために必要な事項)の事項として注記されているか。												
2-15 (省 略)							2-15 (省 略)							
2-16	出資金	出資金には、持分の定めのある医療法人に社員その他の出資者が出資した金額が計上されているか。  出資金は、社員等が実際に払込みをした金額を貸借対照表の純資産の部に直接計上し、退社による払戻しが行われた場合には、当該社員の払込金額を直接減額する。	会計基準第1章第13条  運用指針13				2-16	出資金	出資金には、持分の定めのある医療法人に社員その他の出資者が出資した金額が計上されているか。  出資金は、社員等が実際に払込みをした金額を貸借対照表の純資産の部に直接計上し、退社による払戻しが行われた場合には、当該社員の払込金額を直接減額する。	会計基準第1章第13条  運用指針13				
2-17 (省 略)							2-17 (省 略)							
2-18	積立金	積立金には、当該会計年度以前の損益を積み立てた純資産の額が計上されているか。	会計基準第2章第15条第1項				2-18	積立金	積立金には、当該会計年度以前の損益を積み立てた純資産の額が計上されているか。	会計基準第2章第15条				
2-19	同上	積立金は、設立等積立金、代替基金及び繰越利益積立金その他積立金の性質を示す適切な名称を付した科目をもって計上されているか。	会計基準第2章第15条第2項				2-19	同上	積立金は、設立等積立金、代替基金及び繰越利益積立金その他積立金の性質を示す適切な名称を付した科目をもって計上されているか。	運用指針14				
2-20~25 (省 略)							2-20~25 (省 略)							
2-26	退職給付引当金	退職給付引当金は、退職給付に係る見積債務額から年金資産額等を控除したものが計上されているか。  ただし、以下の点に留意する。  ① 本会計基準適用に伴う新たな会計処理の採用により生じる影響額(適用時差異)は、通常の会計処理とは区分して、本会計基準適用後15年以内の一定の年数又は従業員の平均残存勤務年数のいずれか短い年数にわたり定額法により費用処理することができる。  ② 前々会計年度末日の負債総額が200億円未満の医療法人においては、簡便法を適用することができる。  ③ 前々会計年度末日の負債総額が200億円以上の医療法人においても、同一の退職給付制度の対象となる従業員が300人未満の場合や、300人以上であっても年齢や勤務期間に偏りがあることなどにより、原則法による計算の結果に、一定の高い水準の信頼性が得られないと判断される場合は、簡便法を採用することができる。	運用指針12  <u>退職給付に関する会計基準第39項</u>  退職給付に関する会計基準の適用指針第47項				2-26	退職給付引当金	退職給付引当金は、退職給付に係る見積債務額から年金資産額等を控除したものが計上されているか。  ただし、以下の点に留意する。  ① 本会計基準適用に伴う新たな会計処理の採用により生じる影響額(適用時差異)は、通常の会計処理とは区分して、本会計基準適用後15年以内の一定の年数又は従業員の平均残存勤務年数のいずれか短い年数にわたり定額法により費用処理することができる。  ② 前々会計年度末日の負債総額が200億円未満の医療法人においては、簡便法を適用することができる。  ③ 前々会計年度末日の負債総額が200億円以上の医療法人においても、同一の退職給付制度の対象となる従業員が300人未満の場合や、300人以上であっても年齢や勤務期間に偏りがあることなどにより、原則法による計算の結果に、一定の高い水準の信頼性が得られないと判断される場合は、簡便法を採用することができる。	運用指針12  退職給付に関する会計基準の適用指針第47項				

新							旧							
④ 原則法を採用する場合であっても、退職給付債務に適用時差異、未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用を加減した額から、年金資産の額を控除した額を「退職給付引当金」若しくは「前払年金費用」として計上するものとし、未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用を純資産の部に計上しない。														
2-27 (省略)							2-27 (省略)							
2-28	繰延税金資産・繰延税金負債	繰延税金資産は固定資産のその他の資産の区分に、繰延税金負債は固定負債の区分に計上されているか（繰延税金資産と繰延税金負債がある場合には、それぞれ相殺して表示する）。  なお、一時差異等の金額に重要性がある場合には、主な発生原因別内訳を会計基準第22条第8号（その他医療法人の財政状態又は損益の状況を明らかにするために必要な事項）の事項として注記することに留意する。  また、一時差異等の金額に重要性がない場合には、重要性の原則の適用により、繰延税金資産又は繰延税金負債を計上しないことができる。	運用指針15  「 <u>税効果会計に係る会計基準</u> 」の <u>一部改正表示第2項</u>				2-28	繰延税金資産・繰延税金負債	繰延税金資産及び繰延税金負債が、これらに関連した資産・負債の分類に基づいて、繰延税金資産については流動資産又は固定資産のその他の資産として、繰延税金負債については流動負債又は固定負債として区分して計上されているか。  特定の資産・負債に関連しない繰越欠損金等に係る繰延税金資産については、翌期に解消される見込みの一時差異等に係るものは流動資産として、それ以外の一時差異等に係るものは固定資産のその他の資産として計上されなければならない。  なお、一時差異等の金額に重要性がある場合には、主な発生原因別内訳を会計基準第22条第8号（その他医療法人の財政状態又は損益の状況を明らかにするために必要な事項）の事項として注記することに留意する。  また、一時差異等の金額に重要性がない場合には、重要性の原則の適用により、繰延税金資産又は繰延税金負債を計上しないことができる。	運用指針15  税効果会計に係る <u>会計基準第3第1項</u>				
(削る)							2-29	同上	流動資産に属する繰延税金資産と流動負債に属する繰延税金負債がある場合及び固定資産のその他の資産に属する繰延税金資産と固定負債に属する繰延税金負債がある場合には、それぞれ相殺して計上されているか。	税効果会計に係る <u>会計基準第3第2項</u>				
<b>3. 損益計算書</b>							<b>3. 損益計算書</b>							
番号	項目	内 容	関係通知等	回答欄			番号	項目	内 容	関係通知等	回答欄			番号
				はい	いいえ	該当なし					はい	いいえ	該当なし	
3-1~4 (省略)							3-1~4 (省略)							

新							旧						
3-5	同上	事業損益は、本来業務事業損益、附帯業務事業損益及び収益業務事業損益に区分し、本来業務（医療法人が開設する病院、医師若しくは歯科医師が常時勤務する診療所、介護老人保健施設又は介護医療院に係る業務をいう。）、附帯業務（医療法人が行う法第42条各号に掲げる業務をいう。）又は収益業務（法第42条の2第1項に規定する収益業務をいう。以下同じ。）の事業活動から生ずる収益及び費用を記載して得た各事業損益の額及び各事業損益の合計額が計上されているか。  なお、附帯業務又は収益業務を実施していない場合には、損益計算書の当該区分は省略することに留意する。	会計基準第3章第19条 運用指針16				3-5	同上	事業損益は、本来業務事業損益、附帯業務事業損益及び収益業務事業損益に区分し、本来業務（医療法人が開設する病院、医師若しくは歯科医師が常時勤務する診療所又は介護老人保健施設に係る業務をいう。）、附帯業務（医療法人が行う法第42条各号に掲げる業務をいう。）又は収益業務（法第42条の2第1項に規定する収益業務をいう。以下同じ。）の事業活動（次条において「事業活動」という。）から生ずる収益及び費用を記載して得た各事業損益の額及び各事業損益の合計額が計上されているか。  なお、附帯業務又は収益業務を実施していない場合には、損益計算書の当該区分は省略することに留意する。	会計基準第3章第19条 運用指針16			
3-6	同上	本来業務事業損益の区分の本部費としては、 <u>法人本部を独立した会計としている場合</u> の本部の費用（資金調達に係る費用等事業外費用に属するものは除く。）は、本来業務事業損益、附帯業務事業損益又は収益業務事業損益に分けることなく、本来業務事業損益の区分に計上しているか。  なお、独立した会計としていない場合は区分する必要はないことに留意する。	運用指針17				3-6	同上	本来業務事業損益の区分の本部費としては法人本部を独立した会計としている場合の本部の費用（資金調達に係る費用等事業外費用に属するものは除く。）は、本来業務事業損益、附帯業務事業損益又は収益業務事業損益に分けることなく、本来業務事業損益の区分に計上しているか。  なお、独立した会計としていない場合は区分する必要はないことに留意する。	運用指針17			
3-7 (省略)							3-7 (省略)						
3-8	補助金の会計処理	医療法人が国又は地方公共団体等から補助金等を受け入れた場合の会計処理は以下のとおり処理されているか。  ① 固定資産の取得に係る補助金等については、直接減額方式又は積立金経理により圧縮記帳する。 <u>ただし、税務上の恩典を受けずに圧縮記帳を選択しない場合には直接減額方式又は積立金経理が求められているものではない。</u>  ② 運営費補助金のように補助対象となる支出が事業費に計上されるものについては、当該補助対象の費用と対応させるため、事業収益に計上する。  なお、補助金等の会計処理方法は、会計基準第3条第5号（その他貸借対照表等作成のための基本となる重要な事項）の事項として注記するものとし、補助金等に重要性がある場合には、補助金等の内訳、交付者及び貸借対照表等への影響額を会計基準第22条第8号（その他医療法人の財政状態又は損益の状況を明らかにするために必要な事項）の事項として注記することに留意する。	運用指針19 <u>Q &amp; A Q16</u>				3-8	補助金の会計処理	医療法人が国又は地方公共団体等から補助金等を受け入れた場合の会計処理は以下のとおり処理されているか。  ① 固定資産の取得に係る補助金等については、直接減額方式又は積立金経理により圧縮記帳する。  ② 運営費補助金のように補助対象となる支出が事業費に計上されるものについては、当該補助対象の費用と対応させるため、事業収益に計上する。  なお、補助金等の会計処理方法は、会計基準第3条第5号（その他貸借対照表等作成のための基本となる重要な事項）の事項として注記するものとし、補助金等に重要性がある場合には、補助金等の内訳、交付者及び貸借対照表等への影響額を会計基準第22条第8号（その他医療法人の財政状態又は損益の状況を明らかにするために必要な事項）の事項として注記することに留意する。	運用指針19			



新						旧					
3-9	遊休資産の賃貸収入	遊休資産（長期的な観点から医療法人の業務の用に使用する可能性のある資産又は土地の区画若しくは建物の構造上処分することが困難な資産）の賃貸による収入及び支出が損益計算書においては、事業外収益及び事業外費用として計上されているか。	運営管理指導要綱Ⅲ管理2資産管理8								
3-10	内部取引	内部取引により生ずる取引高は、相殺消去されているか。									

#### 4. 重要な会計方針等の記載及び貸借対照表等に関する注記

番号	項目	内 容	関係通知等	回答欄			摘要
				はい	いいえ	該当なし	
4-1～6（省略）							
4-7	同上	<p>その他貸借対照表等作成のための基本となる重要な事項が注記されているか。特に、以下の事項に留意すること。</p> <p>① 補助金等の会計処理方法</p> <p>② 企業会計で導入されている会計処理等の基準を適用する場合の当該基準</p> <p>③ <u>ファイナンス・リース取引について簡便的な会計処理を適用している場合における会計処理の方法</u></p>	<p>会計基準第1章第3条</p> <p>運用指針3</p> <p>Q &amp; A Q8、Q18、Q19</p>				
4-8	同上	<p><u>医療法人会計基準の適用に当たって、前々会計年度末の負債総額が200億円未満であることから退職給付引当金、所有権移転外ファイナンス・リース取引、貸倒引当金について簡便的な会計処理を適用している場合には、その旨を重要な会計方針等の注記において明確に記載しているか。</u></p> <p><u>特に退職給付引当金の計上においては、期末要支給額により計上する場合には、その計上根拠を明確に記載しておく必要があることに留意すること。</u></p>	<p>運用指針9、12</p> <p>Q &amp; A Q8</p>				
4-9	重要な会計方針の変更	法人が重要な会計方針を変更した場合には、その旨、変更の理由及び当該変更が貸借対照表等に与えている影響の内容が、会計基準第3条の規定（重要な会計方針の記載）による記載の次に注記されているか。	<p>会計基準第1章第4条</p> <p>様式第二号</p>				
4-10	収益業務に関する	収益業務会計の貸借対照表等で把握した金額に基づいて、収益業務会計から一般会計への繰入金の状況（一般会計への繰入金と一般	運用指針4				

#### 4. 重要な会計方針等の記載及び貸借対照表等に関する注記

番号	項目	内 容	関係通知等	回答欄			摘要
				はい	いいえ	該当なし	
4-1～6（省略）							
4-7	同上	<p>その他貸借対照表等作成のための基本となる重要な事項が注記されているか。特に、以下の事項に留意すること。</p> <p>① 補助金等の会計処理方法</p> <p>② <u>ファイナンス・リース取引の会計処理方法</u></p> <p>③ 企業会計で導入されている会計処理等の基準を適用する場合の当該基準</p>	<p>会計基準第1章第3条</p> <p>運用指針3</p> <p>Q &amp; A Q8、Q18、Q19</p>				
（新設）							
4-8	重要な会計方針の変更	法人が重要な会計方針を変更した場合には、その旨、変更の理由及び当該変更が貸借対照表等に与えている影響の内容が、会計基準第3条の規定（重要な会計方針の記載）による記載の次に注記されているか。	<p>会計基準第1章第4条</p> <p>様式第二号</p>				
4-9	収益業務に関する	収益業務会計の貸借対照表等で把握した金額に基づいて、収益業務会計から一般会計への繰入金の状況（一般会計への繰入金と一般	運用指針4				

新							旧							
する事項	会計からの元入金 の累計額である繰入純額 の前期末残高、当期末残高、 当期繰入金額又は元入金 金額)並びに資産及び負債 のうち収益業務に係るもの が注記されているか。						する事項	会計からの元入金 の累計額である繰入純額 の前期末残高、当期末残高、 当期繰入金額又は元入金 金額)並びに資産及び負債 のうち収益業務に係るもの が注記されているか。						
4-11	担保に供している資産	法人が担保に供している資産について、担保に供している資産の科目、金額及び当該担保の目的たる負債の科目、金額が注記されているか。	会計基準第4章第22条				4-10	担保に供している資産	法人が担保に供している資産について、担保に供している資産の科目、金額及び当該担保の目的たる負債の科目、金額が注記されているか。	会計基準第4章第22条				
4-12	関係事業者との取引	関係事業者に関する事項について注記されているか。	会計基準第4章第22条 運用指針23				4-11	関係事業者との取引	関係事業者に関する事項について注記されているか。	会計基準第4章第22条 運用指針23				
4-13	同上	医療法人の関係事業者とは以下に該当する者であることに留意しているか。 イ. 役員及びその近親者(配偶者又は二親等内の親族) ロ. 役員又はその近親者が代表者である法人 ハ. 役員又はその近親者が、株主総会、社員総会、評議員会、取締役会、理事会の議決権の過半数を占めている法人 ニ. 他の法人の役員が、当該医療法人の社員総会、評議員会、理事会の議決権の過半数を占めている場合の他の法人 ホ. ハの法人の役員が、他の法人(当該医療法人を除く。)の株主総会、社員総会、評議員会、取締役会、理事会の議決権の過半数を占めている場合の他の法人	運用指針23				4-12	同上	医療法人の関係事業者とは以下に該当する者であることに留意しているか。 イ. 役員及びその近親者(配偶者又は二親等内の親族) ロ. 役員又はその近親者が代表者である法人 ハ. 役員又はその近親者が、株主総会、社員総会、評議員会、取締役会、理事会の議決権の過半数を占めている法人 ニ. 他の法人の役員が、当該医療法人の社員総会、評議員会、理事会の議決権の過半数を占めている場合の他の法人 ホ. ハの法人の役員が、他の法人(当該医療法人を除く。)の株主総会、社員総会、評議員会、取締役会、理事会の議決権の過半数を占めている場合の他の法人	運用指針23				
4-14	同上	会計年度の途中において、法人の役員等が関係事業者該当しなくなった場合であっても、関係事業者であった期間の取引について注記されているか。 なお、同一会計年度における取引であっても関係事業者該当しなくなった後の取引については注記を要しないことに留意する。	関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針第6項				4-13	同上	会計年度の途中において、法人の役員等が関係事業者該当しなくなった場合であっても、関係事業者であった期間の取引について注記されているか。 なお、同一会計年度における取引であっても関係事業者該当しなくなった後の取引については注記を要しないことに留意する。	関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針第6項				
4-15	同上	注記すべき関係事業者との取引は、次に掲げる事項について、原則として関係事業者ごとに注記が記載されているか。 ① 当該関係事業者が法人の場合には、その名称、所在地、直近の会計期末における総資産額及び事業の内容 ② 当該関係事業者が個人の場合には、その氏名及び職業	運用指針23				4-14	同上	注記すべき関係事業者との取引は、次に掲げる事項について、原則として関係事業者ごとに注記が記載されているか。 ① 当該関係事業者が法人の場合には、その名称、所在地、直近の会計期末における総資産額及び事業の内容 ② 当該関係事業者が個人の場合には、その氏名及び職業	運用指針23				

新							旧						
		③ 当該医療法人と関係事業者との関係 ④ 取引の内容 ⑤ 取引の種類別の取引金額 ⑥ 取引条件及び取引条件の決定方針 ⑦ 取引により発生した債権債務に係る主な科目別の期末残高 ⑧ 取引条件の変更があった場合には、その旨、変更の内容及び当該変更が計算書類に与えている影響の内容							③ 当該医療法人と関係事業者との関係 ④ 取引の内容 ⑤ 取引の種類別の取引金額 ⑥ 取引条件及び取引条件の決定方針 ⑦ 取引により発生した債権債務に係る主な科目別の期末残高 ⑧ 取引条件の変更があった場合には、その旨、変更の内容及び当該変更が計算書類に与えている影響の内容				
4-16	同上	注記の対象となっている取引は以下となっているか。 イ. 事業収益又は事業費用の額が、1千万円以上であり、かつ当該医療法人の当該会計年度における事業収益の総額（本来業務事業収益、附帯業務事業収益及び収益業務事業収益の総額）又は事業費用の総額（本来業務事業費用、附帯業務事業費用及び収益業務事業費用の総額）の10%以上を占める取引 ロ. 事業外収益又は事業外費用の額が、1千万円以上であり、かつ当該医療法人の当該会計年度における事業外収益又は事業外費用の総額の10%以上を占める取引 ハ. 特別利益又は特別損失の額が、1千万円以上である取引 ニ. 資産又は負債の総額が、当該医療法人の当該会計年度の末日における総資産の1%以上を占め、かつ1千万円を超える残高になる取引 ホ. 資金貸借、有形固定資産及び有価証券の売買その他の取引の総額が、1千万円以上であり、かつ当該医療法人の当該会計年度の末日における総資産の1%以上を占める取引 ヘ. 事業の譲受又は譲渡の場合にあっては、資産又は負債の総額のいずれか大きい額が、1千万円以上であり、かつ当該医療法人の当該会計年度の末日における総資産の1%以上を占める取引	運用指針23				4-15	同上	注記の対象となっている取引は以下となっているか。 イ. 事業収益又は事業費用の額が、1千万円以上であり、かつ当該医療法人の当該会計年度における事業収益の総額（本来業務事業収益、附帯業務事業収益及び収益業務事業収益の総額）又は事業費用の総額（本来業務事業費用、附帯業務事業費用及び収益業務事業費用の総額）の10%以上を占める取引 ロ. 事業外収益又は事業外費用の額が、1千万円以上であり、かつ当該医療法人の当該会計年度における事業外収益又は事業外費用の総額の10%以上を占める取引 ハ. 特別利益又は特別損失の額が、1千万円以上である取引 ニ. 資産又は負債の総額が、当該医療法人の当該会計年度の末日における総資産の1%以上を占め、かつ1千万円を超える残高になる取引 ホ. 資金貸借、有形固定資産及び有価証券の売買その他の取引の総額が、1千万円以上であり、かつ当該医療法人の当該会計年度の末日における総資産の1%以上を占める取引 ヘ. 事業の譲受又は譲渡の場合にあっては、資産又は負債の総額のいずれか大きい額が、1千万円以上であり、かつ当該医療法人の当該会計年度の末日における総資産の1%以上を占める取引	運用指針23			
4-17	同上	注記対象となる取引に該当するか否かの金額的判断は、原則として契約単位に基づく取引の累計額で行っているか。	Q & A Q20				4-16	同上	注記対象となる取引に該当するか否かの金額的判断は、原則として契約単位に基づく取引の累計額で行っているか。	Q & A Q20			
4-18	重要な偶発債務	重要な偶発債務に関する注記として、債務の保証（債務の保証と同様の効果を有するものを含む。）、重要な係争事件に係る賠償義務その他現実に発生していない事象で、将来	運用指針21				4-17	重要な偶発債務	重要な偶発債務に関する注記として、債務の保証（債務の保証と同様の効果を有するものを含む。）、重要な係争事件に係る賠償義務その他現実に発生していない事象で、将来	運用指針21			



新							旧								
		において事業の負担となる可能性のあるものが発生した場合にその内容を記載しているか。							において事業の負担となる可能性のあるものが発生した場合にその内容を記載しているか。						
4-19	重要な後発事象	重要な後発事象に関する注記として、当該医療法人の会計年度の末日後、当該医療法人の翌会計年度以降の財政状態又は損益の状況に重要な影響を及ぼす事象が発生した場合にその内容を記載しているか。	運用指針22						4-18	重要な後発事象	重要な後発事象に関する注記として、当該医療法人の会計年度の末日後、当該医療法人の翌会計年度以降の財政状態又は損益の状況に重要な影響を及ぼす事象が発生した場合にその内容を記載しているか。	運用指針22			
4-20	その他必要な事項	<p>その他医療法人の財務状態又は損益の状況を明らかにするために必要な事項は注記されているか。特に、以下の事項に留意する。</p> <p>① 基本財産がある場合には、基本財産の前会計年度末残高、当該会計年度の増加額、当該会計年度の減少額及び当該会計年度末残高</p> <p>② 固定資産の償却年数又は残存価額の変更に重要性がある場合には、その旨及びその影響額</p> <p>③ 賃貸借処理をしたファイナンス・リース取引がある場合には、貸借対照表科目に準じた資産の種類ごとのリース料総額及び未経過リース料の当期末残高</p> <p>④ 満期保有目的の債券に重要性がある場合には、その内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益</p> <p>⑤ 債権について貸倒引当金を直接控除した残額のみを記載した場合には、当該債権の債権金額、貸倒引当金及び当該債権の当期末残高</p> <p>⑥ 退職給付に係る会計基準の適用時差異の未処理残高がある場合には、その残高及び処理年数</p> <p>⑦ 退職給付引当金の計算に原則法を採用した場合には、退職給付引当金の計算の前提とした退職給付債務等の内容</p> <p>⑧ 繰延税金資産及び繰延税金負債に重要性がある場合には、それらの主な発生原因別内訳</p> <p>⑨ 補助金等に重要性がある場合には、補助金等の内訳、交付者及び貸借対照表等への影響額</p> <p>⑩ 貸借対照表において、有形固定資産の減価償却累計額を直接控除して表示した場合には、減価償却累計額の総額</p>	<p>会計基準第4章第22条</p> <p>運用指針6、8、9、11、12、15、19、24</p> <p>Q &amp; A Q9、Q13、Q14</p>					4-19	その他必要な事項	<p>その他医療法人の財務状態又は損益の状況を明らかにするために必要な事項は注記されているか。特に、以下の事項に留意する。</p> <p>① 基本財産がある場合には、基本財産の前会計年度末残高、当該会計年度の増加額、当該会計年度の減少額及び当該会計年度末残高</p> <p>② 固定資産の償却年数又は残存価額の変更に重要性がある場合には、その旨及びその影響額</p> <p>③ 賃貸借処理をしたファイナンス・リース取引がある場合には、貸借対照表科目に準じた資産の種類ごとのリース料総額及び未経過リース料の当期末残高</p> <p>④ 満期保有目的の債券に重要性がある場合には、その内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益</p> <p>⑤ 債権について貸倒引当金を直接控除した残額のみを記載した場合には、当該債権の債権金額、貸倒引当金及び当該債権の当期末残高</p> <p>⑥ 退職給付に係る会計基準の適用時差異の未処理残高がある場合には、その残高及び処理年数</p> <p>⑦ 退職給付引当金の計算に原則法を採用した場合には、退職給付引当金の計算の前提とした退職給付債務等の内容</p> <p>⑧ 繰延税金資産及び繰延税金負債に重要性がある場合には、それらの主な発生原因別内訳</p> <p>⑨ 補助金等に重要性がある場合には、補助金等の内訳、交付者及び貸借対照表等への影響額</p> <p>⑩ 貸借対照表において、有形固定資産の減価償却累計額を直接控除して表示した場合には、減価償却累計額の総額</p>	<p>会計基準第4章第22条</p> <p>運用指針6、8、9、11、12、15、19、24</p> <p>Q &amp; A Q9、Q13、Q14</p>				

新	旧
5. 財産目録 (省 略)	5. 財産目録 (省 略)
6. 純資産変動計算書 (省 略)	6. 純資産変動計算書 (省 略)
7. 附属明細表 (省 略)	7. 附属明細表 (省 略)
(所 見) _____ _____ _____ _____ _____ _____	(所 見) _____ _____ _____ _____ _____ _____
チェック実施者 _____ 年 月 日 監査責任者 _____ 年 月 日	チェック実施者 _____ 年 月 日 監査責任者 _____ 年 月 日

以 上